会の譲員の報酬及び費用弁償に関する糸例の一部改正について

を求める。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本職会の議決次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、

昭和四拾九年復聲 廿 會日 原案可决 松 科

三朝町議会議長 牧田 禎

会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十十年三朝町条例第一議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 十九号)の一

を次のように改正する。

八万四千五百円

犬万五千

H

十万九千円

を 八万三千円

に改める。

五万六千五百円

「酬を支給し、死亡したときは、その当月分までの報酬を支給する。」に改める。第二条中「死亡」を削り、一その当日分までの報酬を支給する。」を「その当日分までの

六月一日からこの条例の施行の日の前日改正前の蔵会の誌員の報酬及び費用弁(報酬等の内払) 叫 及び期十 和末手当の内 ؤ خ 末 ら この の内払いので 払とみなす。
正後の議会の験員の 弁償に 母の報酬及び豊の報酬及び豊 質に関する条例の が酬及び費用 談 用長みの Ø. 用弁償に関する条長、副議長及び職の規定に基づいて 条職で のに昭 敖 支 和 定 払 VC b. よ。れた